

全国安全週間に向けて

佐世保労働基準監督署長 熊崎啓代

4月1日付けで佐世保労働基準監督署長を拝命いたしました熊崎でございます。本来ならば、皆様に直接お会いしてご挨拶を申し上げるところですが、新型コロナウイルス感染防止のため、説明会が中止されたことから書面にてご挨拶を申し上げます。

さて、昨年1年間の労働災害発生件数をみますと、休業4日以上死傷者数が297人となり、皆様の積極的な取り組みにもかかわらず、過去10年間で最も死傷者数が多いという結果となりました。

事故の型をみますと、「墜落・転落」に並び「転倒」が23%を占めております。また死傷者の年齢をみると60歳代以上が32%と、約3分の1を占めており、就業者年齢の高齢化が影響しているのではないかと考えられます。労働者の災害防止を進めるためには、従来の労働災害防止対策に加え、高齢者の特性に合わせた災害防止対策についても検討が必要と考えられます。

また本年は、新型コロナウイルス感染症対策にご苦勞いただいているところですが、密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる「3密」を避けることが肝要とされております。感染拡大防止のためのご協力も併せてよろしくお願い申し上げます。例年と異なる状況での全国安全週間となりますが、この非常事態宣言が早期に収束することを祈念いたしましてご挨拶に代えさせていただきます。

事業主の皆様へ

佐世保労働基準監督署

全国安全週間の取り組みについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間の実施にあたり例年開催されております説明会につきましては、本年は新型コロナウイルス感染症防止のため中止されることとなりました。

全国安全週間は、自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に実施されており、本週間を契機に実施される安全衛生活動は労働災害を防止する上で重要なものと考えております。

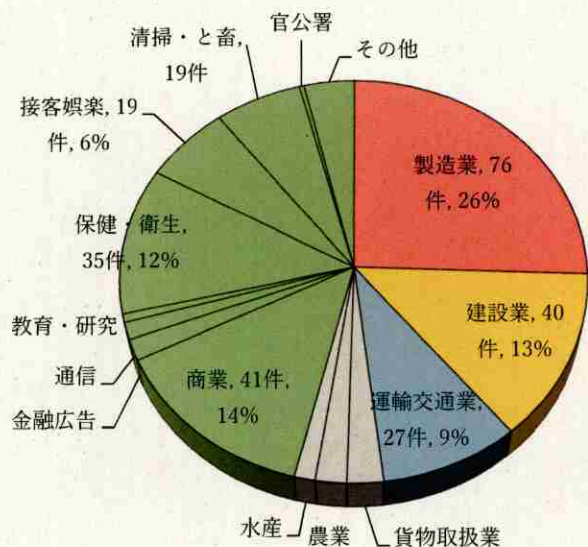
このため、全国安全週間の実施にあたり、労働災害の動向及び関係法令の改正などの特に皆様にお知らせしたい内容を取りまとめましたのでご活用下さい。

労働災害の動向

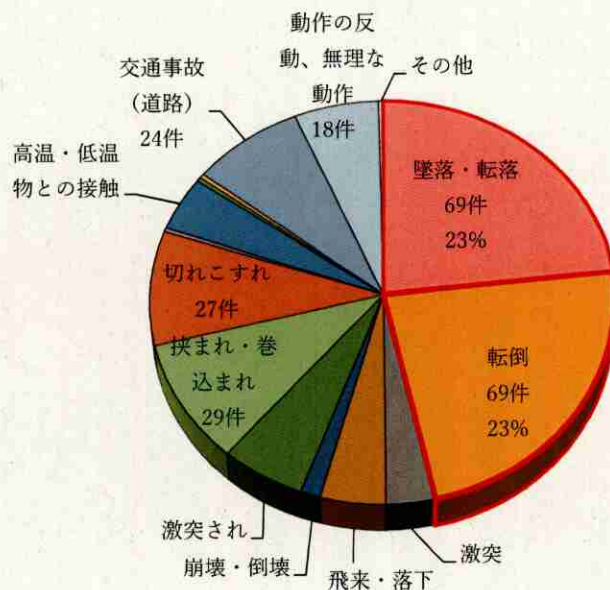
令和元年の当署管内の労働災害は、死亡者が3人、休業4日以上死傷者が297人となり、休業4日以上死傷者数は過去10年で最も多い結果となりました。

業種別では製造業、商業、建設業、保健衛生業、運輸交通業での災害が多く、各業種において前年とほぼ横ばいの状況で、事故の型においては墜落・転落災害と転倒災害が多い状況です。

業種別(佐世保監督署)



事故の型(佐世保監督署)

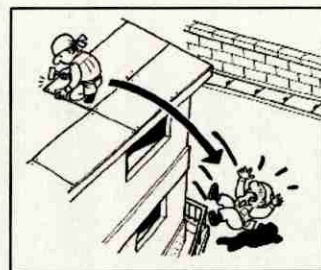


墜落・転落災害

長崎県内での墜落・転落による死亡災害は昨年5件発生し、うち2件は当署管内において発生しています。

業種別では製造業・建設業において発生の割合が5割を超え、作業床の端、通路からの墜落防止（手すり等の設置）、高所作業における足場の設置に加えて、適切な墜落制止用器具の使用が必要です。

起因物では、階段、梯子・脚立からの転落が約4割を占め、すべての業種において階段への手すりの設置、降り際の手すりの使用、梯子の固定、脚立の安全な使用方法について、災害事例を交えた対策の周知をお願いしています。



転倒災害の防止

転倒災害は全国、長崎県内及び当署管内においても最も多い労働災害です。

業種別（当署管内）では保健衛生業と商業において4割近く発生しており、年代が高くなるに従いその割合も高くなっています。

また、平成30年の労働災害（全国）においては、60歳以上の労働者の割合が全体の約4割を占め、特に高齢の女性で顕著に多く発生しています。

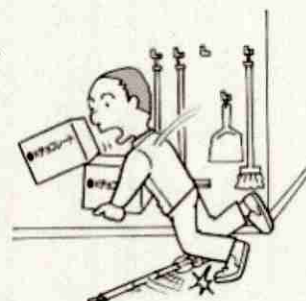
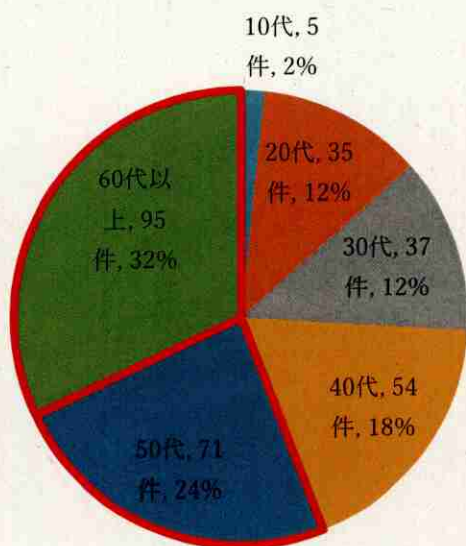
このような状況を踏まえて「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施し、すべての事業場において通路の確保、整理整頓、作業通路における段差や凹凸、突起物・継ぎ目等の解消、照度の確保、手すり・滑り止めの設置、危険個所の「見える化」などの取り組みをお願いしています。

資料検索：「STOP！転倒災害 プロジェクト」

職場のあんぜんサイト（教材・資料）⇒「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」

（飲食店・小売業向け、社会福祉施設向け）

年代別（佐世保監督署）



高齢労働者の安全と健康確保

近年、死傷災害のうち、60歳以上の労働者の占める割合は増加傾向にあり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が本年3月に策定されました。

ガイドラインでは、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、健康や体力の状況の把握と状況に応じた対応、安全衛生教育及び労働者に求められる事項が示されており、職場環境の改善については以下取り組みについて求めています。

- ・視力や明暗の差への対応能力の低下に対する改善
 - （通路、作業場所の照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消）
- ・階段への手すりの設置、通路の段差の解消と解消が不可能な場合の注意喚起の標識等の掲示
- ・床や通路の滑り対策（防滑素材、防滑靴、原因となる油分・水分等のこまめな除去等）
- ・保護具等の着用
- ・年齢によらず聞き取りやすい音域の警報音の採用、指向性スピーカーの検討
- ・定常的に発生する騒音の低減
- ・暑熱環境への対応（涼しい休憩所、服装の改善、熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の機器の利用）
- ・重量物取り扱いへの対応（補助機器の導入、作業台の高さ・配置の改善、身体機能補助機器（パワーアシストスーツ等）の導入）
- ・介護作業等への対応（リフト、スライディングシート等の導入による抱え上げ作業の抑制）

また、こうした状況を踏まえて、高齢労働者特有のリスクを低減するための設備等の改善、健康保持増進措置等に要する費用の一部に対する補助金の交付制度の創設が進められています。

（資料検索：「エイジフレンドリーガイドライン」、「エイジフレンドリー補助金交付要綱」）

外国人労働者に対する労働災害防止対策

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあります。

労働災害を防止する上で安全衛生教育の実施は重要ですが、外国人労働者は一般的に日本の労働慣行や日本語に習熟していないため、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらうことが大切です。

また、標識・掲示には母国語の併記や、漢字を多用しないで図解を取り入れるなどの工夫をお願いします。

資料検索：

職場のあんぜんサイト（教材・資料）⇒

- ・見てわかる外国人労働者向け視聴覚教材（動画）
- ・外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材（動画）

厚生労働省ホームページ

- ・外国人労働者の安全衛生対策について（視聴覚教材）

外国人労働者を雇用する事業主のみならずへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。

年度	発生件数
H24	1,239
H25	1,732
H26	2,005
H27	2,211
H28	2,494
H29	2,617
H30	2,847

外国人労働者のための安全衛生教育自主点検表

項目	実施状況
1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）
2 作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。
3 指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。
4 標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。
5 免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業種に、雇入れの時点で受講させていませんか。

① 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署へ提出しなければなりません。（次ページを参照してください。）
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

熱中症予防対策

職場における熱中症による死傷者は、2017年以前は年間500人前後を推移していましたが、記録的な猛暑となった2018年には1,128人となり、昨年は790人と減少はしたものの依然として厳しい状況が続いており、昨年は長崎県内において熱中症による死亡災害が1件（建設業）発生しています。

過去、熱中症による死亡災害の発生状況をみると、発見の遅れや、救急搬送が遅れた（症状のある方を1人残して作業を続け、戻ってみると意識を失っていた）例がみられます。

健康管理を含めた熱中症予防対策と合わせて、緊急時の連絡、救急措置を含めた教育をお願いします。

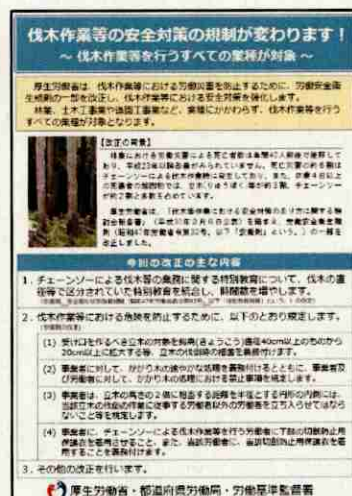
（資料検索：「STOP！熱中症」ほか関係サイト）



最近の関係法令の改正（林業の労働災害防止対策）

全産業における死者数は減少しているものの、林業における死者数は平成23年以降年間40人前後で推移しています。また、死亡災害の約6割がチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、これらの状況を踏まえて、伐木作業等における危険を防止するため以下の内容の改正が行われています。

今回の改正の主な内容	
1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。 (安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号、以下「特別教育規程」という。）の改正)	
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。 (安衛則の改正)	
(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。	
(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。	
(3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。	
(4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。	



（資料検索：「伐木作業等の安全対策の規制が変わります」）

以下の安全衛生法関係の報告書類がインターネット上で作成できるようになりました

「労働者死傷病報告（休業4日以上）」

「定期健康診断結果報告書」

「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）」

「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告」

入力支援サービスへのアクセス方法 ⇒ 「安全衛生 入力支援」と検索

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



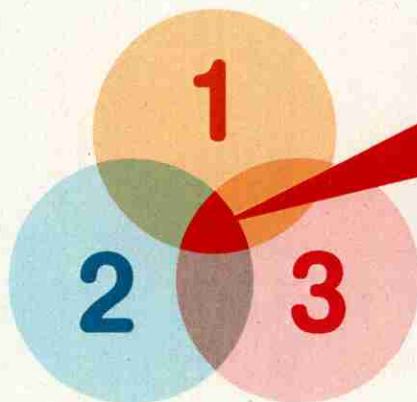
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

